ACSES ニュースレター_２０１１号（2021 年１月８日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇京都・鴨川の水が真っ赤に　原因調査中、下水管から大量の赤い液体が流入／京都・鴨川の赤い水「原因は染色排水」　京都市が発表　木の塊が下水管ふさぐ〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・三重大医学部付属病院の元教授 第三者供賄の疑いで逮捕〈放送報道〉
◇事故、事件の続報
・水虫薬服用の６割超に健康被害　小林化工、意識障害など 207 人〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・珪藻土製品のアスベスト分析について〈化学物質評価研究機構〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（1217 報）〈厚生労働省〉
・湖水と魚類の放射性セシウム濃度は季節変動しながらゆっくり減少
　－底層の溶存酸素濃度の低下による底泥からの放射性セシウムの溶出を示唆－〈国立環境研究所〉
・森林内の放射性セシウム動態の全容解明にむけて
　～森林に関するデータを整備し、その全体像を国際原子力機関から公表～〈国立環境研究所〉
・事故後対応の矢面は東電に　救済策に隠された政府の思惑〈新聞報道〉
・東電の免責「ありえない」　焦る銀行団、飲み会にずらり〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・[イタリア] 核のごみ処分場の候補地、イタリアで公表　反対の声続々〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇新型コロナウイルス、現在の感染者・死者数（6 日午後 8 時時点）　死者 186.9 万人に〈Web 報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更　関係
・新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の一部を改正する政令（政令第２号）〈官報〉
・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第３号）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第４号）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（政令第５号）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第１号）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第２号)〈官報〉

蝋梅（ロウバイ）

・新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部を改正する件（厚生労働省告示第４号）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）〈官報〉
・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）〈官報〉
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和３年度第１回少量新規化学物質の製造・輸入申出等について〈経済産業省・厚生労働省・環境省〉
[4] 一般照明用の高圧水銀ランプに関する規制〈環境省〉
[5] 健康安全
◇健康増進施設一覧の更新について〈厚生労働省〉
[6] 農薬
◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第１号）〈官報〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈国立環境研究所〉
[7] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.26(2020)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇アクリルアミド摂取量と膵がんとの関連について〈国立がん研究センター〉
◇食事由来のアクリルアミド摂取と肝がん罹患との関連について〈国立がん研究センター〉
◇ダイエット食品に関する相談急増　外出自粛が影響か、健康被害も〈Web 報道〉
[8] 廃棄物関係
◇全国初のレジ袋禁止、トラブルなく始動　マクドでは「有料紙袋」提供開始　京都・亀岡〈新聞報道〉
[9] 温暖化対策関係
◇世界の CO2 収支 2020 年版を公開 ～国際共同研究（グローバルカーボンプロジェクト）による評価～〈国立環境研究所〉
◇令和元年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等の公表について〈環境省〉
[10] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　　１件
[調査結果]
◇民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査（令和２年）の結果〈国土交通省〉
[11] その他省庁発表　　１件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　10 件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：１件
[付録]
◇厚労省「学徒動員」説は本当か　看護系大学に派遣を要望...「という趣旨ではない」〈Web 報道〉
◇満足度が低い大学のオンライン授業　ハイブリッド化で改善へ〈Web 報道〉
◇「リスティング広告」知らず、高額請求の被害…消費者の弱みつく方法との声も〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇京都・鴨川の水が真っ赤に　原因調査中、下水管から大量の赤い液体が流入

＜京都新聞　2021 年１月６日＞

https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/461915?utm_source=headlines.yahoo.co.jp&utm_medium=referral&utm_campaign=relatedLink

６日午後２時半ごろ、京都市南区上鳥羽勧進橋町の鴨川で、「川が赤くなっている」と京都府警南署に通報があった。勧進橋の南西にある下水管から鴨川に赤色の液体が大量に流れ込み、右岸沿いに滞留した。

市は同日、現場の水質を検査した結果、有害物質が排水基準以下だったと発表した。魚などへの影響も確認されていないという。

市によると、液体が流れ出ていたのは「雨水放流きょ」と呼ばれる下水管で、降雨などで雨水が増えた時に、家庭や事業所から出る汚水とともに鴨川へ放流する仕組みになっているという。

当時は雨が降っておらず、市は、液体が川に流れ込んだ原因や発生元などを調査している。

・京都・鴨川の赤い水「原因は染色排水」　京都市が発表　木の塊が下水管ふさぐ

＜京都新聞　2021 年１月７日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/462206

京都市南区上鳥羽勧進橋町の鴨川で６日、赤色の液体が流れ込んだ問題で、京都市は７日、この液体は染色排水により着色されたものだったと発表した。

京都市によると、液体が流出したのは雨天時に鴨川に排水する「雨水放流きょ」と呼ばれる管。当時、雨は降っていなかったが、木の塊などで下水管がふさがった状態となっていたため、液体が雨水放流きょを通じて鴨川に流れ出したという。

流出が見つかったのは６日午後２時半ごろ。勧進橋の南西にある雨水放流きょから鴨川に赤色の液体が大量に流れ込み、右岸沿いに滞留した。京都市が水質を調べたところ、有害物質は排水基準以下で、魚などへの影響も確認されていないという。

◇***その他の事故、事件***

・三重大医学部付属病院の元教授 第三者供賄の疑いで逮捕

＜NHK　2021 年１月６日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210106/k10012799021000.html

三重大学医学部付属病院の臨床麻酔部長だった元教授が、医療機器の調達をめぐってメーカー側から 200 万円をみずからが代表理事を務める団体の口座に振り込ませたとして第三者供賄の疑いで逮捕されました。警察はメーカーの支店の担当者なども贈賄の疑いで逮捕し、どのようないきさつで機器が選定されたのかなど解明を進める方針です。

逮捕されたのは、三重大学医学部付属病院の臨床麻酔部長だった元教授、亀井政孝容疑者（54）です。

捜査関係者によりますと、亀井元教授は、おととし８月、三重大学医学部付属病院の医療機器の調達をめぐりメーカー側から 200 万円を賄賂としてみずからが代表理事を務める団体の口座に振り込ませたとして第三者供賄の疑いが持たれています。

また警察は、医療機器メーカー「日本光電工業」の中部支店医療圏営業部長の下村篤司容疑者（48）らを贈賄の疑いで逮捕し、6 日朝から名古屋市熱田区にある支店などの関係先を捜索しています。

亀井元教授は３年前に教授に就任し、研究や育成などを目的とした法人を設立し、大学関係者によりますと、製薬会社や医療機器メーカーから寄付金なども集めていたということですが、去年、辞職しています。

警察は機器の選定がどのようないきさつで行われたかなど解明を進める方針です。

◇***事故、事件の続報***

・水虫薬服用の６割超に健康被害　小林化工、意識障害など 207 人
＜共同通信　2021 年１月５日＞　https://this.kiji.is/719117981460529152?c=39546741839462401
　福井県あわら市の製薬会社「小林化工」が製造した爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤成分が混入した問題で、同社は５日までに、製品を処方された患者数を 364 人から 344 人に修正した。意識障害などの健康被害が報告されたのは 207 人に上り、服用した人の６割超で健康被害が認められた。
　同社によると、患者数の修正は、医療機関の処方実績を精査した結果、重複などが判明したため。処方された患者のうち 20 人は実際には服用していないという。
　小林化工の経口抗真菌剤イトラコナゾール錠 50「MEEK」の製造過程で睡眠導入剤成分が混入した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について
＜環境省　2021 年１月７日＞　http://www.env.go.jp/press/108903.html
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年１月７日に行い、判定結果を機構に通知しました。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）
医療費等の申請に係る 102 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 20 件について医学的判定を行いました※１ 。
これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※１　うち 42 件（医療費等：31 件、特別遺族弔慰金等：11 件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。
添付資料
別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」
　　http://www.env.go.jp/press/files/jp/115380.pdf

◇珪藻土製品のアスベスト分析について
＜化学物質評価研究機構(CERI)　2020 年 12 月 21 日＞
https://www.cerij.or.jp/topics/topics_detail_20201221001.html
建材・製品中のアスベスト分析
分析対象とするアスベスト（6 種）
アモサイト 、クリソタイル 、クロシドライト 、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

□***大災害、原発事故対策***
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２１７報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年１月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0sFvYks8tipLlYhY
１　自治体の検査結果
　青森県、岩手県、宮城県、仙台市、栃木県、群馬県、埼玉県、川越市、柏市、東京都、文京区、江戸川区、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、長野県、岐阜市、京都府、大阪市、香川県
　　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　２件
　　No.1211　　福島県産　　ツキノワグマ　　(Cs：　380 Bq/kg)
　　No.1220　　福島県産　　イノシシ　　(Cs：2400 Bq/kg)
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
　　※ 基準値超過　　なし

・湖水と魚類の放射性セシウム濃度は季節変動しながらゆっくり減少
　－底層の溶存酸素濃度の低下による底泥からの放射性セシウムの溶出を示唆－
＜国立環境研究所　メールマガジン 2021 年 1 月号　2021 年 1 月 6 日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201124/20201124.html

・森林内の放射性セシウム動態の全容解明にむけて
　～森林に関するデータを整備し、その全体像を国際原子力機関から公表～
＜国立環境研究所　メールマガジン 2021 年 1 月号　2021 年 1 月 6 日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201218/20201218.html

・事故後対応の矢面は東電に　救済策に隠された政府の思惑
＜朝日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDS2HZ4NC5ULFA032.html
---

・東電の免責「ありえない」　焦る銀行団、飲み会にずらり
＜朝日新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDS2HVFNC5ULFA033.html
---

[原子力施設全般]
・[イタリア] 核のごみ処分場の候補地、イタリアで公表　反対の声続々
＜朝日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP167KCSP16UHBI00Q.html
---

[大震災対策]
・住宅の防災集団移転、UR が代行　被害抑止へ震災特例を恒久化
＜共同通信　2021 年 1 月 5 日＞　https://this.kiji.is/719161861660262400?c=39546741839462401
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-ulHSmMUngJjsuBY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15925.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 6 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 1 月 7 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8eLxD_kz1E0850tY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 7 日版）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15916.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00210.html
---

◇新型コロナウイルス、現在の感染者・死者数（6 日午後 8 時時点）　死者 186.9 万人に
＜AFP＝時事　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3324926
　AFP が各国当局の発表に基づき日本時間 6 日午後 8 時にまとめた統計によると、世界の新型コロナウイルスによる死者数は 186 万 9674 人に増加した。
　これまでに世界で少なくとも 8639 万 5630 人の感染が確認され、少なくとも 5399 万 2400 人が回復した。

この統計は、各国の保健当局が発表した日計に基づいたもので、ロシアやスペイン、英国で行われた統計局による集計見直しの結果は含まれていない。

検査の実施件数は流行初期と比べて大幅に増加しており、集計手法も改善したことから、感染が確認される人の数は増加している。だが、軽症や無症状の人の多くは検査を受けないため、実際の感染者数は常に統計を上回る。

5 日には世界全体で新たに 1 万 5769 人の死亡と 75 万 9669 人の新規感染が発表された。 死者の増加幅が最も大きいのは米国の 3936 人。次いでブラジル（1171 人）、メキシコ（1065 人）となっている。

最も被害が大きい米国では、これまでに 35 万 7377 人が死亡、2105 万 709 人が感染した。

次いで被害が大きい国はブラジルで、死者数は 19 万 7732 人、感染者数は 781 万 400 人。以降はインド（死者 15 万 114 人、感染者 1037 万 4932 人）、メキシコ（死者 12 万 8822 人、感染者 146 万 6490 人）、イタリア（死者 7 万 6329 人、感染者 218 万 1619 人）となっている。

人口 10 万人当たりの死者数が最も多いのはベルギーの 171 人。次いでスロベニア（139 人）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（128 人）、イタリア（126 人）、北マケドニア（123 人）となっている。

地域別の死者数は、欧州が 59 万 6360 人（感染 2769 万 7573 人）、中南米・カリブ海（Caribbean Sea）諸国が 51 万 6447 人（感染 1591 万 9646 人）、米国・カナダが 37 万 3564 人（感染 2166 万 7774 人）、アジアが 22 万 2559 人（感染 1410 万 2248 人）、中東が 9 万 1058 人（感染 409 万 5329 人）、アフリカが 6 万 8741 人（感染 288 万 1845 人）、オセアニアが 945 人（感染 3 万 1222 人）となっている。

各国の死者数・感染者数は当局による訂正やデータ公表の遅れがあるため、過去 24 時間での増加幅は前日の集計結果との差と一致しない場合がある。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・国内感染者、初の 6000 人台　爆発的増加、首都圏が半数占める
＜共同通信　2021 年 1 月 6 日＞　https://this.kiji.is/719477267784269824?c=39546741839462401
・新型コロナの自宅療養者数が約 1 万 3 千人
＜共同通信　2021 年 1 月 5 日＞　https://www.47news.jp/news/5684772.html
・８都府県「ステージ４」　東京や大阪など６割超―コロナ病床使用
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010501191&g=soc
　　群馬、埼玉、東京、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島の８都府県
・首都圏は感染爆発相当　緊急事態宣言必要と分科会
＜共同通信　2021 年 1 月 6 日＞　https://this.kiji.is/719168043605606400?c=39546741839462401
・「大都市の感染拡大、地方にも影響」
＜共同通信　2021 年 1 月 6 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/d1cd8912735fe36bc9c38c063645e036d80d5aad
・「年末年始で家族集まり拡大か」過去最多 50 人感染、1 人死亡　滋賀・新型コロナ、6 日夜発表
＜京都新聞　2021 年 1 月 6 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/8fbe0b09cbe43b80a9def332255e458ab4f83a53
・[米国] 米コロナ、24 時間で 3936 人死亡 過去最多
＜AFP=時事　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3324809

[対策・予防]

◇*<u>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更　関係</u>*

・<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の一部を改正する政令（政令第２号）</u>

[官報]　令和３年１月８日　特別号外　第１号　１頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00001/20210107t000010001f.html

あらまし
・新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一 一部を改正する政令 条の二第一項の政令で定める日を定める政令の（政令第２号） （内閣官房）
１　新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を令和四年月三一日まで延長することとした。
２　この政令は、公布の日から施行することとした。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年１月７日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第２号

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令（令和二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

「令和三年一月三十一日」を「令和四年一月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉

・<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第３号）</u>

［官報］ 令和３年１月８日　特別号外　第２号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020002f.html

あらまし
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第３号）（内閣官房）
１ 新型インフルエンザ等緊急事態において都道府県知事による使用の制限等の要請の対象となる施設として飲食店等を追加することとした。
２ この政令は、公布の日から施行することとした。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年１月７日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第３号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）

第十一条第二項中「前項第十四号」を「前項第十五号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉

―――――――――

・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第４号）

［官報］　令和３年１月８日　特別号外　第２号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020002f.html

あらまし

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

１　新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を準用する期間を一年間延長することとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年１月７日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第４号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七条第二項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉

厚生労働大臣　　田村　憲久

―――――――――

・新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（政令第５号）

［官報］　令和３年１月８日　特別号外　第２号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020002f.html

あらまし

◇新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（政令第五号）（厚生労働省）

１　新型コロナウイルス感染症について、検疫法の規定を準用する期間を一年間延長することとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年１月７日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第５号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改

正する政令

内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）附則第二条の規定により読み替えられた検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第三十四条第二項及び同法第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第三十四条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉
厚生労働大臣　　田村　憲久

・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第１号）

［官報］　令和３年１月８日　特別号外　第２号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020003f.html

〇厚生労働省令第1号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第四号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年1月7日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 １　（略） （この省令の失効） ２　この省令は、施行の日から起算して<u>二年</u>を経過した日に、その効力を失う。	**附　則** １　（略） （この省令の失効） ２　この省令は、施行の日から起算して<u>一年</u>を経過した日に、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第２号）

［官報］　令和３年１月８日　特別号外　第２号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020003f.html

○厚生労働省令第２号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第五号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年1月7日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 １　（略） （この省令の失効） ２　この省令は、施行の日から起算して<u>二年</u>を経過した日に、その効力を失う。	附　則 １　（略） （この省令の失効） ２　この省令は、施行の日から起算して<u>一年</u>を経過した日に、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・<u>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部を改正する件（厚生労働省告示第４号）</u>

［官報］　令和３年１月８日　特別号外　第２号３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00002/20210107t000020003f.html

○厚生労働省告示第４号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三号）の施行に伴い、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年１月７日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）<u>第十一条第一項第十五号</u>の規定を適用する場合においては、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）を同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）<u>第十一条第一項第十四号</u>の規定を適用する場合においては、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。

・<u>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）</u>

［官報］ 令和３年１月８日　特別号外　第１号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00001/20210107t000010001f.html

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言し、次のとおり公示する。

令和３年１月７日　　新型コロナウイルス感染症対策本部長　　菅　　義偉

（一）　緊急事態措置を実施すべき期間令和三年一月八日から二月七日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

（二）　緊急事態措置を実施すべき区域埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域とする。

（三）　緊急事態の概要新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かっ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

・<u>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）</u>

［官報］ 令和３年１月８日　特別号外　第１号　2～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210107/20210107t00001/20210107t000010002f.html

--→ *次号掲載予定*

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19

＜厚生労働省　2021 年１月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_u1DTmcQmgZntiRY

・第 20 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年１月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x9R6d14poz9egt1Y

・「変異ウイルスに係る水際対策強化について」更新しました

＜厚生労働省　2021 年１月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1cbVK90X8GkYwU9Y

・レムデシビルの投与対象患者について

＜厚生労働省　2021 年１月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00051.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年１月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年１月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2MtlaEE2vCBBnQJY

◇コロナ感染と行動様式の関連、京大など調査へ 約 4000 人に抗体検査と生活習慣アンケート

＜京都新聞　2021 年１月６日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/461813

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・国立感染研 変異ウイルスを PCR 検査で検出する手法を開発

＜NHK　2021 年 1 月 7 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210107/k10012800471000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005
・国立感染研、変異種ウイルス分離　国内外の研究機関にも配布へ
＜共同通信　2021 年 1 月 6 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e3a21710786bdbd29fbecad91fdadec5de612ce9
・６万人に１人、急性の重いアレルギー症状…ファイザー製ワクチン接種後
＜読売新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20210106-OYT1T50030/
・米医学雑誌 コロナワクチンで激しいアレルギー“10 万に 1 人”
＜NHK　2021 年 1 月 7 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210107/k10012800511000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005
・[英国] 英国、ワクチン 130 万人が接種　新規感染者は初の 6 万人
＜共同通信　2021 年 1 月 6 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/43871d41e066ef69bfb0421d971abf850cb62fef
・南アフリカ変異ウイルス、「ワクチンの効果“低下”するかも」　英メディア
＜YAHOO!JAPAN　2021 年 1 月 7 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/22a3fd20ba375f86624fc30e8a9e2aeac8196e98
・欧州委、モデルナのワクチン承認　EU で 2 例目　新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010700302&g=int
---

◇<u>大学等関係</u>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(1/5 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 5 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(12/28 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 12 月 28 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---
・福島大学長「差別やめて」　SNS でバイト先で
＜朝日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP167JKCP16UGTB001.html
昨年末に福島大の学生らのダンス発表会や飲み会に絡むクラスター（感染者集団）が確認されたことに関連し、同大の三浦浩喜学長は 6 日の定例会見で、学生らが SNS などで誹謗（ひぼう）中傷を受けていることを明らかにし、やめるよう呼びかけた。
　三浦学長は、「福大生というだけで SNS でいろいろな言葉をかけられ、アルバイト先でも『当分、来ないで』と言われたりした事例がかなり出ている」と説明。「差別的な誹謗中傷は控えていただければとお願いしたい」と語った。
　クラスターの発生については「注意や指導が徹底できなかった。責任を痛感している」と陳謝。大学側の注意喚起が十分に学生や教職員に伝わっていたか、などを検証する考えを明らかにした。
　また、同大は年度内の授業は基本的にオンラインで行い、学生の部活動やサークル活動は当面禁止にしたという。

・近大生のアイデアから誕生　ファイル型飛沫防止シート
＜朝日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1675HFNDPPTIL03F.html
---
・大学個別入試、予断許さず　共通テストは実施見通しだが
＜朝日新聞　2021 年 1 月 4 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP146RH2P14UTIL02H.html?iref=comtop_ThemeRightS_01
・文科省、大学入試は予定通り実施へ　混乱回避に万全期す構え

＜京都新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/461498
・感染者などに「追試」設定も、入試目前…緊迫の 3 学期
＜朝日新聞　2021 年 1 月 7 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP166RZPP15UTIL02F.html?iref=comtop_7_03

・厚労省「学徒動員」説は本当か　看護系大学に派遣を要望...「という趣旨ではない」
＜J-CAST　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.j-cast.com/2021/01/06402337.html
--→ *末尾［付録］*

・満足度が低い大学のオンライン授業　ハイブリッド化で改善へ
＜NEWS ポストセブン　2021 年 1 月 6 日＞https://www.news-postseven.com/archives/20210106_1623907.html/3
--→ *末尾［付録］*

・緊急時における ICT を活用した児童生徒の学習活動の支援について
＜文部科学省　2021 年 1 月 7 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx0acwkjo5lp9bJ

・三重の教諭マスク発言、再調査へ　「危ない」生徒主張受け
＜共同通信　2021 年 1 月 5 日＞
https://this.kiji.is/719132058118029312?c=39546741839462401
　三重県立高の 40 代教諭が、家族が新型コロナウイルスの PCR 検査を受けた生徒に「おまえが来たからマスクするわ」と発言したとされる問題で、県教育委員会は 5 日、教諭の発言内容を再調査すると明らかにした。生徒が「危ないのでマスクする」と言われたなどと主張していることを踏まえたもので、文書訓告とした処分も再検討する。
　県教委によると、教諭は「危ない」と言ったかどうかは覚えていないと説明。県教委は教諭と生徒側双方から再度聞き取るなどする。
　教諭は昨年 10 月 2 日、職員室で 3 年の生徒に進路指導する際、生徒の家族が PCR 検査を受けたことを知りながら発言したとされる。

◇マスコミ報道　見出し
・政府、1 都 3 県に緊急事態宣言再発令を決定　8 日から 2 月 7 日まで
＜毎日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210107/k00/00m/040/156000c
・病床約８割埋まる　陽性率１４％、感染さらに加速―都専門家会議・新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010701159&g=soc
・時短拒否の飲食店名を公表へ 緊急事態、特措法政令改正
＜共同通信　2021 年 1 月 5 日＞　https://www.47news.jp/news/5683846.html
・「早く取り組めば傷小さかった」専門家が悔やむ出遅れ　緩い対策で減らぬ感染
＜毎日新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210106/k00/00m/040/213000c
・緊急事態宣言解除にはステージ 4 脱却　6 指標を総合判断
＜日経新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOFS052YP0V00C21A1000000
・宣言受け都立高校など分散登校へ
＜NHK　2021 年 1 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210108/1000058639.html
・［米国］心肺停止患者の救急搬送制限　医療逼迫が深刻化　米ロサンゼルス
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 36 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010600400&g=int
・［独］ドイツ、都市封鎖を延長　コロナ流行地で１５キロ超の移動禁止
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 6 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010600214&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=

edit
・[独] 独、第２波苦闘で規制強化　感染拡大地には移動制限
＜共同通信　2021 年１月６日＞
https://this.kiji.is/719302549713207296?c=39546741839462401
・[中国] WHOトップ、中国に「失望」　調査団、いまだ入国できず
＜時事ドットコム　2021 年１月６日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021010600208&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
****

[3] <u>令和３年度第１回少量新規化学物質の製造・輸入申出等について</u>

１.令和３年度分少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程（受付期間）について（お知らせ）
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020 年 10 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R3uketsukenittei.pdf
　(1)電子申出：令和３年１月 13 日（水）～1 月 22 日（金）
　(2)光ディスク申出（郵送のみ）：令和３年１月 13 日（水）～1 月 22 日（金）※期間内必着
　(3)書面申出紙（郵送のみ）：令和３年１月 13 日（水）～1 月 20 日（水）※消印有効
２.光ディスク及び紙による少量新規化学物質製造・輸入申出の際の押印不要について
少量新規化学物質の申出手続について
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020 年 12 月 28 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR3.pdf
　少量新規化学物質の申出手続は、省令改正により、書類様式の押印：不要
３.用途証明書について
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020 年 12 月 28 日＞
〇経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtoshoumeisyoosirase.pdf
〇環境省
http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/07%20dennsimailbanyoutoshoumeisho_set.pdf
****

[4] <u>一般照明用の高圧水銀ランプに関する規制</u>

＜環境省　2020 年 12 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html
2017 年８月に「水銀に関する水俣条約」が発効し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。一部の特定水銀使用製品については、その製造、輸出及び輸入を禁止する措置が 2018 年１月１日から始まっています。2020 年 12 月 31 日から開始される規制により、一般照明用の高圧水銀ランプの製造及び輸出入は、その水銀含有量にかかわらず原則禁止※となります。詳細については、pdf をご確認ください。
※ 2021 年以降も、一般照明用の HID ランプのうちメタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、バラストレス水銀ランプの製造・輸出入は可能です。なお、この規制は一般照明用の高圧水銀ランプの使用、修理・交換及び販売を禁止するものではありません。
一般照明用の高圧水銀ランプに関する規制
　　https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp/regulation_lamp.pdf
****

[5] <u>*健康安全*</u>

◇<u>健康増進施設一覧の更新について</u>
＜厚生労働省　2021 年１月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/undou04/
****

[6] ***農薬***

◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第１号）

［官報］ 令和３年１月６日　本紙　第 406 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210106/20210106h00406/20210106h004060006f.html

○環境省告示第１号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和３年１月６日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（略）
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td>ジメチル＝テトラクロロテレフタラート（別名クロルタールジメチル）</td><td>0.02mg/1</td></tr>
<tr><td>S，S’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ビス（チオカルバマート）塩酸塩（別名カルタップ），N，N’－ジメチル－1，2，3 －トリチアン－５－イルアミンシュウ酸水素塩（別名チオシクラム）及びS，S’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ジ（ベンゼンチオスルホナート）（別名ベンスルタップ）</td><td>カルタップとして 0.042 mg/1</td></tr>
</table></td><td>（略）
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td>ジメチル＝テトラクロロテレフタラート（別名クロルタールジメチル）</td><td>0.02mg/1</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 1 月 5 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報（化学物質）　No.26(2020)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2020 年 12 月 24 日＞

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202026c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 12 月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=11&from_day=28&to=struct&to_year=2020&to_month=12&to_day=11&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

11 月 28 日～12 月 11 日の海外情報：更新。食品安全総合情報システムで検索可。

◇アクリルアミド摂取量と膵がんとの関連について
＜国立がん研究センター　2020 年 12 月 21 日＞　https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8644.html
---

◇食事由来のアクリルアミド摂取と肝がん罹患との関連について
＜国立がん研究センター　2020 年 12 月 28 日＞　https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8645.html
---

◇ダイエット食品に関する相談急増　外出自粛が影響か、健康被害も
＜共同通信　2021 年 1 月 5 日＞　https://this.kiji.is/719133944008998912?c=39546741839462401

各地の消費生活センターや政府機関に寄せられるダイエット食品やサプリに関する相談が急増し、2019 年度は過去最多の 2011 件に上ったことが 5 日、消費者庁への取材で分かった。「吐いた」「じんましんが出た」といった健康被害を訴える声も多い。20 年度の相談数は 19 年度を上回るペースという。背景には、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛で体重を気にする人や新規参入業者の増加があると指摘されている。

消費者庁によると、20 年度の相談件数は 11 月までで前年同期比 146 件増の 1436 件。同庁の担当者は「安全性が担保されているかどうか分からない商品が多い」と話す。

****

[8] ***廃棄物関係***

◇全国初のレジ袋禁止、トラブルなく始動　マクドでは「有料紙袋」提供開始　京都・亀岡
＜京都新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/460198

京都府亀岡市のプラスチック製レジ袋提供禁止条例が 1 日、施行した。三が日に営業していた市内各店舗ではレジ袋が姿を消し、消費者は代わりの紙袋の購入も控え気味に。プラごみゼロを目指す全国初の象徴的な取り組みは、トラブルもなくスタートした。

提供禁止に懸念が強かったコンビニ各店では、マイバッグを持って入店する家族連れや、紙袋を購入する客の姿が見られた。セブン―イレブン亀岡余部店（亀岡市余部町）は、市の共同購入制度でそろえた 15～18 円の紙袋をレジ前に陳列。マイバッグ持参を定着させようと、千円以上購入した客に先着順でバッグを配るキャンペーンも 1 日から始めた。

飲食チェーンでは、日本マクドナルド（東京都）が全国で同市の 3 店舗のみ有料手提げ付き紙袋の提供を開始した。広報部は「有料なら要らないと断る客も多く、ごみの削減に寄与できる」とする。9 号線千代川店（亀岡市千代川町）で 10 円の紙袋を購入した南丹市の 50 代男性は「高いが、このご時世なので致し方ない」。亀岡市の 30 代女性は「紙袋は水物を入れるのに不安。ポリ袋が欲しいというのが本音です」と漏らした。

このほか、服飾チェーンのしまむらグループ（さいたま市）は全国約 2200 店舗のうち市内 2 店舗のみオリジナル紙袋を用意。あられ製造販売の小倉山荘亀岡並河工場売店（亀岡市大井町）は 5 日の営業開始に向け、有料紙袋と別に、無料配布できる小分け用紙袋を準備するなど、各事業所が条例に対応し新年を迎えた。

・エコか抜け道か、無料のバイオマスレジ袋　テークアウト伸び導入相次ぐ　レジ袋有料化の対象外
＜京都新聞　2020 年 6 月 30 日＞
https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/294737?utm_source=headlines.yahoo.co.jp&utm_medium=referral&utm_campaign=relatedLink

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇世界の CO2 収支 2020 年版を公開
～国際共同研究（グローバルカーボンプロジェクト）による評価～
＜国立環境研究所　メールマガジン 2021 年 1 月号　2021 年 1 月 6 日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201211/20201211.html

◇令和元年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等の公表について
＜環境省　2021 年１月７日＞　https://www.env.go.jp/press/108826.html
****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業の一次公募について
＜環境省　2021 年１月７日＞　https://www.env.go.jp/press/108874.html

[調査結果]

◇民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査（令和２年）の結果
＜国土交通省　2020 年 12 月 24 日＞
https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000859.html
https://www.mlit.go.jp/common/001380241.pdf
建築物防災週間（令和元年度春季）において実施した民間建築物における吹付けアスベ ト等飛散防止対策に関する調査結果を取りまとめましたので公表します。
【調査結果の概要】
○令和２年３月１日から３月７日に実施した民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査の結果は、前年と比較すると対応率が１．０％増加し、９３．４％となりました。
※建築物防災週間
　建築物防災週間は、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和３５年以来毎年２回設けている。春季は３月１日から７日まで、消防庁の行う春の火災予防運動と同調して、また秋季は８月３０日から９月５日までで、９月１日の防災の日及び消防庁の行う秋の火災予防運動と同調して取り組みを行っている。
****

[11] ***その他省庁発表***

◇経済産業省の会計手続に係る押印・書面の見直しについて（令和３年１月から適用）
＜経済産業省　2021 年１月７日＞　https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/20201225001.pdf
****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第５回　事務所衛生基準のあり方に関する検討会（開催案内）　　１月 22 日
＜厚生労働省　2021 年１月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15808.html
（１）これまでの検討の取りまとめについて
（２）更衣設備・休養室等に関する基準について
（３）その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）を開催します
　　１月 14 日 、オンライン
＜厚生労働省　2021 年１月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15910.html
（１）審議事項
１．　乳及び乳製品に用いられる容器包装の規格基準の設定について
２．　フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジオクチルの規格基準の設定について
（２）報告事項
食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について
・第 63 回 食品表示部会の開催について　　１月 15 日、テレビ会議
＜内閣府　2021 年１月７日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/063/kaisai/index.html
　　食品表示基準の一部改正（玄米及び精米に関する表示）に係る審議

・食品安全委員会（第８０２回）の開催について　　1月12日
＜内閣府　2021年1月7日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai802.html
（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　　・農薬「クロルピクリン」に係る食品健康影響評価について
　　・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
　　・農薬「ジメテナミド」に係る食品健康影響評価について
　　・農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について
（2）その他
・農薬第三専門調査会（第7回）の開催について（非公開）　　1月１８日
＜内閣府　2021年1月7日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai3_senmon_7.html
（1）農薬（セダキサン、フェナリモル）の食品健康影響評価について
（2）その他
・農薬第二専門調査会（第7回）の開催について（非公開）　　1月１５日
＜内閣府　2021年1月7日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_7.html
（1）農薬（ウニコナゾールＰ）の食品健康影響評価について
（2）その他
・化学物質の安全管理に関するシンポジウムの開催について（お知らせ）　　2月4日、オンライン
＜国立環境研究所　メールマガジン2021年1月号　2021年1月6日＞
　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201218-2/20201218-2.html
　http://www.nies.go.jp/risk_health/chemsympo/2020/index.html
主催：化学物質の安全管理に関するシンポジウム実行委員会
・第６回NIES国際フォーラム/6th International Forum on Sustainable Future in Asiaの開催について
　　1月19～ 20日、オンライン
＜国立環境研究所　メールマガジン2021年1月号　2021年1月6日＞
　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20201218-3/20201218-3.html
テーマ１（招待制）：COVID-19後の地球環境研究
テーマ２（招待制）：アジア諸国の健康問題における環境要因
テーマ３（一般公開）：アジアにおける持続可能な消費と生産（SCP）
・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第23回）再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第11回）合同会議　　1月13日、オンライン
＜経済産業省　2021年1月6日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36785
1. FIP制度の詳細設計とアグリゲーションビジネスの更なる活性化
2. 電力ネットワークの次世代化
・持続可能な開発目標（SDGs）ステークホルダーズ・ミーティング兼SDGs推進本部円卓会議環境分科会の開催延期について　　当初予定：1月14日
＜環境省　2021年1月7日＞　https://www.env.go.jp/press/108948.html

[開催記録、報告、資料等]
・薬物乱用対策推進会議　議事録
＜厚生労働省　2021年1月7日＞
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/kaigi/index.html
****

[13] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***

・野生動物「輸入大国」日本　感染症リスク甘い認識、生態系破壊にも加担
＜毎日新聞　2021 年 1 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210106/k00/00m/040/236000c
---

・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 25 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/108944.html

・フランスのピレネー・アトランティック県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210106.html
・オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210107_2.html
・ハンガリーのコマーロム・エステルゴム県及びジェール・モション・ショプロン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 1 月 7 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210107.html
---

◇*その他*
・「学長も教員もそんたく」するのか　改革と学長選考投票廃止で大学に訪れる世界
＜毎日新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210106/k00/00m/040/224000c
　国立大学の学長選考で、約 2 割の大学が教職員らの「意向投票」を廃止し、投票が行われても約 1 割で結果と違う候補が学長に選ばれていた。昨年は東京大、筑波大で学長選考を巡り、一部の教職員の反発が表面化。任命拒否問題で日本学術会議が注目されてきたが、その土台となる全国の「学問の府」が揺れている。【吉田卓矢、田畠広景】
学長任期上限撤廃、教職員意向投票廃止の筑波大で混乱
　「理論上、永遠に学長になれる」…
****
[付録]
◇**厚労省「学徒動員」説は本当か　看護系大学に派遣を要望...「という趣旨ではない」**

上記［2］関係

＜J-CAST　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.j-cast.com/2021/01/06402337.html
　新型コロナウイルス感染拡大による医療体制の逼迫を受け、厚生労働省が看護系の大学に、看護師免許をもつ大学院生や教員を医療機関などへ「派遣するよう要請（要望）」していると 2021 年 1 月 5 日に報じられ、インターネット上で「学徒動員か」などといった声があがっている。
　だが、厚労省の担当者は取材に、「『派遣を要望』という趣旨ではない。看護師免許を持つ大学院生や教員が医療機関での勤務を希望した場合、勤務できるように大学側へ配慮をお願いしたもの」と説明する。同省の「お願い」とは、どのようなものだったのか。
ツイッターでは「学徒動員」がトレンドワードに
　5 日に NHK などが伝えたところでは、厚労省は全国の看護系の大学約 280 校に対し、看護師免許をもつ大学院生や教員を医療現場に「派遣」するよう要望。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関などが対象で、都道府県が指定した「ナースセンター」で登録を受けると調整される。賃金は当該の医療機関や都道府県が支払うという。
　「大学院生」の現場への「派遣」という報道で、ツイッターでは「学徒動員」がトレンドワードに。「もはや学徒動員じゃん」「学徒動員来たか」「現場経験がなかったり現場から遠ざかってたら即戦力とはならないだろうに」などと揶揄する声があがっている。
　一方、一般社団法人日本看護系大学協議会のウェブサイトには、「看護系大学院」について、

「看護系大学院では、看護師・保健師・助産師として働くなかで感じた疑問や課題を解決するために、必要な研究・実践・教育・管理能力を習得するためのプログラムが多数用意されています」

「大学院へ進学するタイミングについては、基本的に大学卒業後いつでも可能です。ただし、多くの大学院では、受験時に看護師・保健師・助産師として働いた経験が求められる場合もあります」

と説明がある。報じられているのは看護師免許をもっている大学院生・教員という点から、こうしたツイッター上の声に疑義を呈する反応もある。

「『派遣を要望した』という趣旨のものではありません。看護師免許を持つ大学院生や教員の方が医療機関での勤務を希望した場合、勤務できるように大学側へ配慮をお願いしたものです。もちろん（院生を医療機関に勤務させることを）強制できるものでもありません。大学院で学ぶ志の高い方が、学業と両立可能な形で医療機関の支援ができるなら、ご活躍いただければと呼びかけました」

一連の報道について、厚労省医政局看護課の担当者は5日、J-CAST ニュースの取材にそう話す。ネットで「学徒動員」などと言われていることについても「そこまでのものでは...」と困惑する。

日本看護系大学協議会に「お取り計らいくださいますよう」

同省が出した「お願い」とは、会員約287校をもつ前出・日本看護系大学協議会への事務連絡。20年12月25日付で、医療機関への支援の協力を依頼した。同事務連絡では、「今後もクラスター発生などにより通常の診療体制の維持が困難となり、全国的に看護職員への支援が必要となることが想定されます」とし、次のように呼びかけている。

「看護系大学には、看護師等の免許を有する教員や大学院生等（以下『看護教員等』という。）が多く在籍されており、これまでも医療機関等で看護教員等の皆様には支援をいただいておりますが、感染拡大地域が広がりつつある中で、最前線で対処する看護職員の負担が増している状況であることから、更なる支援をお願いできればと存じます。そのため、貴会に所属している看護系大学に向け、医療機関等での支援の依頼について、お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。
なお、医療機関等での支援にご協力していただける場合については、各都道府県看護協会や都道府県ナースセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症対応のための人材確保の登録を受け付けておりますので、ご活用をお願いいたします」

「看護大学院生や教員に派遣等協力を依頼予定」

前出の担当者によると、事務連絡の元になっているのは、田村憲久厚労相が20年12月25日の会見で報告した「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」。一般医療を確保しつつ新型コロナ感染患者への医療体制を拡充するため、「入院受入医療機関への緊急支援」「確保病床の最大限の活用」など6項目をまとめた。

その第4項目に「人材確保」がある。このうち「看護師等の医療従事者派遣の支援」では、医療機関から重点医療機関へ医師・看護師などを派遣する場合の補助金引き上げや、潜在看護師の復職支援などを列挙。最後に、

「そのほか、日本看護系大学協議会に看護大学院生や教員に派遣等協力を依頼予定」

とあり、先の事務連絡をするに至ったという。

「人材確保のために色々やっていく中の１つとして（看護系大学協議会に）協力を呼びかけました。ここ（大学院生）だけ取り出されて注目されてしまうと、メッセージとしては間違って伝わってしまうかと思います。もちろんこれだけで人材確保しようとしているわけではありません」（前出・厚労省担当者）

「少し誤解を招いたかもしれない」

とはいえ、「パッケージ」には「派遣等協力を依頼予定」と、「派遣」の文字が使われている。前出の担当者は次のように話した。

「派遣という場合は本来派遣元と派遣先があるので、今回の場合あまり正しくない。大学が大学院生を派遣できるわけではありません。（『派遣』という言葉は）少し誤解を招いたかもしれない。
看護系の大学院には、現場経験をしたうえで、専門性を磨きたいという方が多いと思います。そうした院生の中には、勤務していた医療機関を休業するような形で、雇用を切らずに大学院に通っている場合もあります。その場合、もともと勤務していた医療機関から関連医療機関への派遣ということもあり得ます」

協力の呼びかけをしたのは、「あくまで看護師免許をもつ大学院生です。医療現場で新型コロナ感染患者に接

する業務であれば、現場経験がなければ難しいでしょう。病院の一般病棟に大学院生が入り、玉突きで（在職の）看護師がコロナ対応に当たるということもあるでしょう」としている。また、「明示的に体制が逼迫している施設にはあげていませんが、宿泊療養ホテルなども、勤務先として排除はしていません」と話す。

勤務する医療機関を探すにあたっては、「どこに相談すればいいか分からない場合などはナースセンターを活用してもいいですし、医療機関の求人に直接応募することなどもできます」としている。賃金は、原則的に勤務先の医療機関が支払うが、場合によっては公的な補助金も活用できるという。

◇満足度が低い大学のオンライン授業　ハイブリッド化で改善へ　　*上記［2］関係*

＜NEWS ポストセブン　2021 年 1 月 6 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20210106_1623907.html/3

コロナ禍で大学の授業のほとんどがオンライン化してから、早くも 1 年弱が経つ。オンライン授業には多くの問題があったが、当初の課題は解決しているのだろうか。今後のオンライン授業はどうなっていくのか。元教員で ICT 教育事情に詳しい IT ジャーナリストの高橋暁子さんが、大学のオンライン授業の現状と今後について解説する。

＊　＊　＊

「入学式以来、一度も大学に行けていない。同級生の友だちはゼロ。毎日オンライン授業と課題に追われている。困っても相談できる友達がいなくて、気づくと涙が出ていることがある」と大学生から聞いたのは、2020 年の夏頃だ。ほとんどの大学がオンライン授業のみで校内に立ち入れなくなっていたためだが、その後、多くの大学で対面授業が再開している。

文部科学省の「大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査」（2020 年 9 月）によると、後期授業ではほぼすべての大学が対面授業を実施。約 8 割が対面と遠隔の併用を予定している。対面・遠隔を併用する大学のうち、約 6 割が授業の半分以上を対面で実施予定だ。また、約 6 割の大学で、おおむね全員の学生が週に 2 日以上通学できると回答している。

上記で分かる通り、対面授業は始まったものの、まだまだオンライン授業が多くの割合を占める。オンライン授業の現状はどうなっているのか。

学び・コミュニケーション上の問題は大きい

まず、改めて授業の種類について整理しよう。従来の対面型と、パソコンやスマートフォン経由で受講するオンライン型に分かれ、オンライン型にもリアルタイム型、オンデマンド型がある。リアルタイム型は Zoom や Teams などのウェブ会議システムを通じてリアルタイムにチャットなどを通じてやり取りしながら進めるものであり、オンデマンド型は事前に収録した動画を見せるものだ。

大学での学びには、実験や実技、演習など、対面でなければ難しいものも多い。しかし新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が発せられていた 2020 年前期は、そのようなものもオンラインで済ませる傾向にあり、学生側の不満が募っていた。そこで、後期の授業については文部科学省が大学側に対面授業再開を要請、10 月には「対面講義の割合が 5 割に満たない大学は大学名を公表」（萩生田光一文部科学大臣）と宣言することになったというわけだ。

学生からの不満が解消されないと、若干悪者になってしまった形のオンライン授業だが、もちろんメリットも多い。大学生たちに聞いたオンライン授業のメリットは、「通学時間が要らず効率的」「時間や場所に縛られない」「録画を見返して復習できる」というものが多かった。

たとえば、「語学の授業にはオンライン型はとてもよかった。対面よりリラックスして話せた」という学生がいる。少人数グループでその言語でディスカッションする際も、Zoom のブレークアウトルーム機能（グループ分け機能）を使い、十分にディスカッションできたという。元々語学のオンラインレッスンは多く、オンラインと相性が良いのだ。

オンラインを使うと、従来の教室で基本的なことを教わり自宅で応用や復習をするのとは逆の、事前に動画で予習を済ませた上で授業に臨み、講義ではディスカッションを行う、いわゆる反転授業もやりやすくなる。ある教員は、「反転授業で学びが定着しやすくなるのでは」と期待する。

もちろんデメリットもある。多いのは、「コミュニケーションできない、またはしづらい」というものだ。1 年

生のようにそもそも同級生に会えない例だけでなく、「講義内容について質問しづらく、他の学生にも聞けなくて困った」「他の学生の意見も聞きたかった」という声は多い。「メールで質問しても回答がない」とか、「そもそも質問の機会がない」という声もあった。

その他、「課題の量が多すぎる」「レポートにフィードバックがないので、自分が理解できているか心配」などの声もあった。「フィードバックがなくて双方向でのやり取りがないなら、放送大学で十分では」と不満を口にする大学生もいた。全体に学びの質が担保されていないとか、十分に学べたという実感が乏しい点で不満が目立ったようだ。

対面とオンラインのいいところ取りなるか

オンライン授業が当たり前となってしばらく経ち、その至らぬところが洗い出されてきた結果、変化が出てきた。徐々にオンラインと対面を併用するハイブリット型が主流となってきているのだ。オンライン授業と対面授業の良いところをとり、もちろん感染症対策もするというのが主流となってきているのだ。

オンラインと対面を混在させる授業方法として、多くの大学が取り組んでいるのがハイフレックス（HyFlex）型とブレンド型だ。ハイフレックス型授業とはHybrid-Flexible の略であり、対面・オンラインから学生が好きな方を選べる方法だ。教室での授業を中継することにより、既往症があるなど感染を恐れて登校できない学生などでも受講可能となっている。ブレンド型は、講義部分はオンライン、演習や実技、アクティブラーニングなどは対面など、オンラインと対面を組み合わせるものだ。

ただし対面授業のためにキャンパスへ足を運んだときでも、大学内でオンライン授業を受けねばならないケースも出てくる。そこで、千葉工業大学では、対面の授業が集中してキャンパスに学生が集まりすぎないよう、時間割を組み直している。東京大学でも、1 コマの授業を 105 分から 90 分に短縮して休み時間を長く取り、学生が密集してしまうのを防いでいる。また、学生が構内にとどまった状態でオンライン授業を受けることもあるため、教室に Wi-Fi のアクセスポイントを増設、開放するなどの対策をしているという。

これまでは教員側がオンライン授業に不慣れなことから、授業の質が十分ではないことも多かった。同時に学生たちの反応が見えず、理解しているのかどうか分からず不安になった結果、課題が増え、学生の負担が重くなっていた。対面では学生の表情や反応からどのくらい理解されたかがわかるが、オンラインではわかりづらくなってしまうのだ。

そこで教員側も少しでも学生の声を拾ったり、参加の機会を増やそうと工夫している。授業中に学生とのチャットを取り入れて随時意見や質問を受け付けたり、授業内で投票機能やリアクション機能で学生が参加できるシーンを増やしている。ある教員は、画面をオンにして学生に〇、？などのポーズをとってもらったり、当てて発表する機会を増やしたそうだ。対面にはまだ及ばないが、このような工夫によってコミュニケーションされるようになっている。

またオンラインでは集中力が続きづらいので、教員が一方的に話すだけとでは学生側は疲れるし頭に入りづらくなる。そこで短く区切って作業を挟んだり、考えさせる時間を作るようにするなど、オンラインならではの工夫も必要となる。

アクセスが集中することにより学内システムが落ちるなど、ICT 環境が十分ではないことによるトラブルや不満も少なくなかった。しかしこれらの点も改善が進んでいる。「機材を揃えたらしく、画質が良くなって見やすくなっていた。学内システムも改善されていた」とその大学生はいう。

ご紹介したように、オンライン授業にはメリットも多い。コロナ禍が終息したとしても、元に戻るのではなく、対面とオンラインのハイブリッド型授業が主流となりそうだ。オンライン授業の良いところはうまく取り入れつつ、深い学びが得られるよう期待している。

◇「リスティング広告」知らず、高額請求の被害…消費者の弱みつく方法との声も

＜読売新聞　2021 年 1 月 6 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210106-OYT1T50094/

水道工事の高額請求問題で、相次ぐ苦情の背景には、神戸市内の同じ水道会社に依頼が集中している実態があるとの指摘がある。大手など多数の業者がひしめく中、この水道会社が選ばれた裏には、インターネットの検索サイトで特定の会社情報を上位に表示させる「リスティング広告」という仕組みがあった。

キッチンや洗面所などが水であふれていたら、スマートフォンやパソコンで修理業者を探す人は多いだろう。

一般的に、検索サイトでキーワードを入力すると、閲覧回数が多いホームページ（ＨＰ）アドレスが上位に表示される傾向にある。しかし、そのアドレスよりも先に、同じような形で、実は広告が掲載されていることがある。これを「リスティング広告」という。

リスティングは、入力したキーワードを基に人工知能（ＡＩ）が関連する広告を自動的に掲載する仕組みで、多くの検索サイトが導入。アドレスの前に「広告」と記載はされているものの、県立消費生活総合センターの担当者は「通常と同じようなアドレスが表示されているので、広告と認識できていない人も少なくない」と話す。

「トラブルを引き起こしている水道会社は、リスティングを巧みに使って顧客を募っている」。水道トラブル問題に詳しい北村拓也弁護士は指摘する。一昨年９月、排水修理で１４０万円を支払った神戸市の女性（４０）も、広告と気づかず、ＨＰを閲覧後に市内の水道会社に連絡していた。女性は「そんな仕組みがあるとは知らなかった。上位に表示されているので優良な会社だと思い込んだ。広告と分かっていたら電話することはなかったのに」と肩を落とした。

◇

リスティングについて、大阪の広告会社担当者は「興味・関心がある人を狙って表示される仕組みなので、広告を出す企業側のメリットは大きい」とした上で、「水回りトラブルのように緊急性が高ければ高いほど、広告の効果は大きい。しかし、その広告の会社について、不当な高額請求が相次いでいるとしたら、消費者の弱みを突くようなやり方だ」といぶかしむ。

兵庫県立消費生活総合センターは「検索上位のサイトが信頼できるとは限らない。混乱しているときこそ、冷静になって」と呼び掛けている。

◆リスティング広告＝検索サイトに入力したキーワードに応じて掲載される連動型広告で、名称は分類を示す「リスト」からきている。利用者が広告に関心を示してホームページを開いたときに、広告主が検索サイト側に料金を支払う。大手広告会社の電通によると、２０１９年のネット広告媒体費（１兆６６３０億円）のうち約４割を占め、最も多い。

********** 以上 **********